

健康福祉常任委員会要点記録

日 時： 令和4年6月22日（水）
午前10時00分～午後1時51分
場 所： 議場

出席委員 (7人)	委員長	きりき 優	副委員長	板橋 茂
	委員	小林 憲一	委員	しのづか 元満
	委員	あらたに 隆見	委員	しらた 満
	委員	山崎 ゆうじ		
	議長	いいじま 文彦		

出席説明員	施設政策担当部長	榎本 憲志郎	保健医療政策担当部長	伊藤 重夫
	健康福祉部長(兼)福祉事務所長	小野澤 史	生活福祉課長	松田 隆行
	福祉総務課長	松崎 亜来子	保険年金課長	松下 恵二
	健康推進課長(兼)健康センター長	金森 和子	介護保険課長	廣瀬 友美
	高齢支援課長	五味田 福子	健幸まちづくり推進室長	原島 智子
	障害福祉課長	平松 渉		

案 件

件 名	審 査 結 果
1 4 陳情第 5 号 精神保健医療福祉の改善に関する陳情	趣旨採択すべきもの
2 第 5 2 号議案 多摩市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
3 特定事件継続調査の申し出について	承認

協 議 会

件 名	担 当 課 名
1 新型コロナウイルス感染症対応に関する検査事業令和 3 年度実績 について	健康推進課 介護保険課 障害福祉課
2 新型コロナワクチン接種について	健康推進課
3 健康推進課における新型コロナウイルス感染症対応等について	健康推進課
4 学校法人日本医科大学多摩永山病院の建替えについて	行政管理課 健康推進課
5 新型コロナウイルス感染症の影響による傷病手当金の支給及び国 民健康保険税の減免状況について	保険年金課
6 令和 3 年自殺者数の確定値について	福祉総務課
7 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について	福祉総務課
8 『多摩市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金』他進 捗状況について	福祉総務課
9 多摩市しごと・くらしサポートステーションの移転について	福祉総務課
10 「多摩市版地域包括ケアシステム」における相談支援体制につい て	福祉総務課 健幸まちづくり推進室
11 令和 3 年度の生活保護の相談・申請状況等及び生活保護受給者金 銭管理支援事業について	生活福祉課
12 令和 4 年度慶祝事業「長寿を共に祝う会」の実施について	高齢支援課
13 コロナ禍における高齢者の通いの場の現状について	高齢支援課
14 公費負担医療対象者の高額介護サービス費の算定誤りについて	介護保険課
15 健幸！ワーク宣言式について	人事課 健幸まちづくり推進室
16 行政視察について	—

午前10時00分 開会

きりき委員長 　ただいまの出席委員は7名である。定足数に達しているので、これより健康福祉常任委員会を開会する。

本日配付された協議会の資料は行政資料室に所蔵している。

それでは、これより審査に入る。本日の審査は、お手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただく。

日程第1、4陳情第5号 精神保健医療福祉の改善に関する陳情を議題とする。

本件については、陳情者から発言の申出がある。多摩市議会基本条例第6条第3項の規定により、これを許可することにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 　ご異議なしと認める。よって発言を許可することに決した。

発言される方に申し上げる。議会で定める要領により、発言は5分以内となっている。なお、1分前になったらその旨をお知らせするので、時間内で発言をお願いする。また、本日の発言は要点記録に記載される。簡潔明瞭に、陳情書に沿って発言してほしい。それでは、氏名を言われてからご発言願う。

陳情者（安野氏） 　私は今回の陳情を提出した安野と申すが、今回の陳情は医療の労働組合で組織する日本医労連精神部会の取り組みとして、国会請願署名と併せ全国各地で取り組んでいるものである。

私は、市内にある精神科病院の作業療法士として、日常生活場面や作業療法場面を中心に約40年にわたり患者さんに関わってきた。近年精神科病院においては、新規の入院患者の短期入院化が進んでいる。

一方で、長期入院患者の退院、地域移行は思うように進んでいない状況にある。病院側の体制の問題、地域の受皿の不十分さ、相互の連帯不足、患者自身のモチベーション等の課題などがあり、抜本的な対策が必要な状況にある。また、長期入院が普通であった日本の精神科病院の長い歴史の中で、長期入院患者の高齢化が進んでいる。私が40年前に就職した当時、40代50代の元気な患者さんが多く入院していた。しかし、自分が年を取るのと同じように、患者さんも年老いている。生活習慣病、骨折や誤嚥

性肺炎、体力・認知機能の低下など高齢化に伴う障害を併発し、日常的に介護を要する患者が多数となってきた。しかし、職員配置の問題などがあり、十分な医療・看護・介護が行えない実態もある。こうした中で、長期入院患者さんの死亡退院はここ十数年の間にふえてきている状況もある。

また、隔離・身体拘束をめぐってニュース報道等がこの間も散見されるなど、患者への対応における大きな課題となっている。少ない職員体制が根底にあり、職員の人員体制の改善が必要であると思うが、併せて現場で働く私自身も含め、精神障害や人権に対する理解を高め、あるべき精神医療・看護を国民的なテーマとしていくことも大切だと思う。

最後に、精神分裂病と呼ばれた疾患が統合失調症になり、痴呆老人が認知症老人と呼び方が変わる中、障害への理解が一定程度進んだとは思いますが、まだまだである。メンタルヘルス、心の健康という言葉も普及してきているが、もっともっと身近なテーマとなるようにしたいものである。多摩市民の皆さんに精神の問題により一層の関心を持っていただくためにも、ぜひこの陳情を採択していただきたいと願うものである。よろしく願います。

きりき委員長 以上で市民発言を終わる。

本件の陳情内容について、現在の市の状況や考え方など市側から説明等あったら願います。

小野澤健康福祉部長 本陳情については、多摩市議会において国に対して意見書を提出してほしいという内容のものであるが、特に2番目以降のところでは現在の国の状況、また市で取り組んでいる状況等について所管課から説明させていただくのでどうぞよろしく願います。

平松障害福祉課長 それでは、国の精神保健医療福祉の動向について、私から説明させていただきます。精神保健医療福祉体制に係る国の直近の動きとしては、令和3年10月からの地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会で検討がされていた。

この検討会についてであるが、せんだって令和3年3月の精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会報告書において、精神

障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて基本的な考え方や構成する要素等について整理をされていたものである。これを踏まえて、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のより一層の推進に向けた具体的かつ実効的な仕組み・体制について検討するとともに、令和5年度末で期限を迎える医療計画等の見直しに向けた地域精神保健医療福祉体制のあり方や精神障がい者の入院に関わる制度のあり方、患者の意思決定支援及び患者の意思に基づいた退院後支援のあり方等について検討を行う場として設置・検討されたものである。

本検討会の検討の結果であるが、令和4年6月9日付で地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会報告書が取りまとまっている。この報告書であるが、精神保健医療福祉上のニーズを有する方が地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制を実現するため、市町村等における相談支援体制、第8次医療計画の策定に向けた基本的な考え方、精神科病院に入院する患者への訪問相談、医療保護入院、患者の意思に基づいた退院後支援、不適切な隔離、身体的拘束をゼロとする取り組み、精神病床における人員配置の充実、虐待の防止に関わる取り組みについて検討し、今後の取り組みについて取りまとめられたものになる。

この報告書の具体的な内容であるが、まず精神保健に関する市町村等における相談支援体制について、身近な市町村で精神保健に関する相談支援を受けられる体制を整備することが重要であること、また第8次医療計画の策定に向けて地域における多職種・多機関の有機的な連携体制の構築が重要であること、また各疾患等についてその特性を踏まえた医療提供体制の検討が必要であること、精神科病院に入院する患者への訪問相談について人権擁護の観点から市町村長同意による医療保護入院者を中心に医療機関外の者との面会交流を確保することが必要であること、医療保護入院について安心して信頼できる入院医療が実現されるよう必要最小限にするための予防的取り組みの充実や任意入院への移行、退院促進に向けた制度・支援の充実、より一層の権利擁護策の充実といった視点を基本とすべきことであること、また家族等同意の意義、市町村の体制整備のあり方を勘案しながら適切な制度のあり方を検討していくことが必要であること、患者

の意思に基づいた退院後支援について、津久井やまゆり園事件の再発防止策を契機とした取り組みではないことを明文化した上で推進に向けた方策を整備していくことが求められていること、不適切な隔離、身体的拘束をゼロにする取り組みについて、安心して信頼できる入院医療を実現するには患者の権利擁護に関する取り組みがより一層推進されるよう医療現場において精神保健福祉法に基づく適正な運用が確保されることが必要であること、精神病床における人員配置の充実について、より手厚い人員配置のもとで良質な精神科医療を提供できるよう個々の病院の規模や機能に応じた適正な職員配置の実現が求められること、虐待の防止に係る取り組みについて、より良質な精神科医療を提供することができるよう、虐待を起こさないことを組織風土、組織のスタンダードとして醸成していくことも不断の取り組みが重要である。以上の内容が取りまとまっているところである。

こうした動きを受けて、市としても本年度、保健・医療・福祉関係者による協議の場として設置を予定している（仮称）精神障害にも対応した地域包括ケアシステム協議会において、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す上で必要な現状や課題について協議し、多摩市の目指すべき地域ビジョンを確立していきたいと考えているところである。

きりき委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

板橋委員 今言われたように精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築という方向で多摩市としても報告に基づいて今後協議していくようであるが、もともと多摩市は多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例も持っているし、そこに精神障害にも対応した多摩市版地域包括ケアシステムも、よく言われるように、国に先駆けて多摩市ではつくっているのだということでは言われているわけであるが、そういう点で多摩市は精神障害も含めた形でいろいろ考えを持ち、計画も進めてきておられたのではないかと思うが、今回の国のこうした提案も併せて、これから協議するというよりもそういった精神障がいの人たちに対する現在の対応状況についてわかっていたら教えてほしい。

平松障害福祉課長 精神障がいの方に対する対応状況である。まずは委員の言われるとおり多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例を踏まえて多摩市障がい者差別解消支援地域協議会、多摩市地域自立支援協議会でも、障害を問わず課題、取り組みについて検討してきたところである。精神障がいの方に対応したというところについては、やはり多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例の中でそれぞれの障害全般的にというか、障害の理解が進むというところで、理解啓発の取り組みとして「心つなぐ・はんどぶっく」といったところで周知や理解啓発を図っているところになる。ここの精神障害にも対応した地域包括ケアシステム協議会については、国の動きを踏まえて精神障害に特化した、今までそうした保健・医療・福祉関係者による協議の場がなかったというところで、ビジョンを確立していきたいと考えているところになる。

板橋委員 今後の取り組みとしては、先ほども言われたが病院への面会なども含めた形でいろいろな計画を立てていくことになろうかと思う。現在多摩市として対応する対象者と見たらよいのか、精神疾患で入院しておられる方は何人ぐらいおられるのか、そしてまた入院はされていないが精神疾患でいろいろ治療を受けておられる方が何人ぐらいおられるのか、わかっていたら教えてほしい。

平松障害福祉課長 精神病院に入院している方の数については、正確な数自体は把握していない。精神障害にも対応した地域包括ケアシステム協議会の中では入院から地域移行へとようになってくるので、そうしたところでの現状や課題をまずは整理して取り組みを考えていきたいと思っている。

板橋委員 これからだとは思いますが、そういったところに細かくしっかり対応していかなければいけないわけであるが、資料として配っていただいている日本医療労働組合連合会の資料を見ても、実際100床当たりの職員数、病院でも一般病院と精神科病院とでは職員数が大幅に違うことが一目瞭然にこの表に表れているが、このことについてはまさにこのとおりという形で見ておられるのかどうかお聞きする。

伊藤保健医療政策担当部長 今ご質問いただいた点であるが、具体的に精神科病院の患者

さんの数を直接私どもが把握しているところは少ないから、それについてお答えするのが難しいところである。一方、もちろん在宅での精神の疾患の患者さんについては当該の所管課で把握しているところであり、そうしたところと併せてというお話になるかと思っている。

板橋委員 資料によれば100床当たりの職員数が、一般病院は100床当たり148.4人の職員がいる。精神科病院は100床当たり68.2人とまさに半分以下の体制の中でやられているだけに、いろいろな矛盾が表れてきているのかと思う。また、患者さんの気持ちもどのくらい反映されているのかという点では、先ほど陳情者からのお話にもあったように、結構長期入院の方がおられるという点では、本来ならば退院してもよい人がひょっとしたら長期でずっとまだ入院されていたりする実態などもあるのではないかと陳情者の意向を感じるわけであるが、その点はどのように見られるのか。

平松障害福祉課長 精神病院に入院している方の退院については、病院の中でそれぞれ相談があってという話になっていると思うが、地域移行に際しては基本的に市に相談が来るところが主となるので、そうした相談が来た際にカンファレンス等を通じてその方の今後の生活を考えていくということで取り組んでいるところになる。

板橋委員 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会報告書が先ほど報告されたが、そこでも言われているのであるが、入院に関わる制度のあり方、患者の意思決定支援や患者の意向に基づいた退院後支援のあり方などについては別途検討が行われるべきであるという形で、今の医療体制、またその後の体制、そして本人の意向問題、これにはやはり引き続き課題があると報告でも言われている。多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例を持っている自治体として、障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが暮らしやすい共生社会を目指すためには、今回陳情者が掲げているこうした問題を解決しないことには前に進まないのではないかという思いがするが、その点についてのお考えを聞いて終わる。

平松障害福祉課長 そうした入院から地域移行、また入院・退院の課題については、今年

度設置を予定している精神障害にも対応した地域包括ケアシステム協議会の中でひとまずは現状の洗い出し、課題の洗い出しを行いながら関係者と協議していきたいと考えている。

小林委員　　私が初めて議員になったのが1995年であるが、そのときにはもう病院から地域へという大きな流れがあったと思う。それで、多摩市には精神科病院が2つある。そういう中で多摩市でも生活保護制度などを利用して地域で自立して暮らしておられる精神障がいの方が多数おられると思うし、私の身近なところにもおられるが、生活する上での困り事にはどのようなものがあり、そしてどのような支援がそういうことについて行われているのか、簡単に結構であるので、お答えいただければと思う。

平松障害福祉課長　精神障がいの方が地域で生活する上での支援であるが、まず住む場所としては、グループホームといった障害福祉サービスの中で住む場所の支援が考えられる。また、生活を安定させて暮らしていくため医療をきちんと受けていただく、訪問看護や通院での医療につながっていくのも重要であるが、例えば精神障害を理由としてなかなか家の片づけができないというところもあるので、そうした家事援助も支援として行われているような現状である。

小林委員　　ほかの障害に比べてもまだまだかなりの偏見があるのではないかと思う。そういうことでの相談は寄せられているのか。

平松障害福祉課長　相談については、市あるいは地域活動支援センターにさまざま相談される中で、地域の理解を得られない中での、それぞれの障害特性に応じた相談が寄せられているところである。そうした障害特性は様々であるが、障害理解の普及啓発を行いながら地域で精神障がいの方が安心して暮らせる生活を構築していくことが必要だと考えている。

小林委員　　多摩市でこの間ずっと行われているハートフルオフィス事業などで一般就労に結びついた方もたくさんおられるのではないかと思うが、その辺りを少し説明していただければと思う。

平松障害福祉課長　多摩市のハートフルオフィス事業については、現在6人の方に働いていただいている。それぞれ毎年数人の一般就労につながっているところからも、有効な取り組みかと考えている。今年度からは6人のうち1名を、

3年という期限が今までであったが、これを一旦取り払って、あくまで一般就労を目指していくという趣旨は変わらないが、少し柔軟に雇用ができる取り組みとして改善したところである。

きりき委員長　ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

きりき委員長　質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

本件は精神保健医療福祉の改善に関する意見書を市議会から国へ提出するよう求めるものである。陳情内容への賛否、また議会としての意見書提出の賛否について委員間の意見交換を行いたいと思う。これにご異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

きりき委員長　ご異議なしと認める。これより意見交換を行う。意見はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

きりき委員長　意見なしと認める。これをもって意見交換を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

あらたに委員　4陳情第5号　精神保健医療福祉の改善に関する陳情について、先ほど来説明があったとおり本陳情は国に意見書を提出するという陳情である。陳情項目について、本陳情は大きく4項目に分けられているが、内容を見ると非常に多岐にわたっている。

例えば1番の項目だけでも隔離・拘束の原則禁止、専門職の配置人数の引き上げ、医療法施行規則の改定、病床の人員配置の改善、2番目の項目でも、地域での適正な治療と支援ができる体制の整備、差別偏見をなくす啓発、当事者や家族の尊重など、本当に多岐にわたっているわけであるが、私たち公明党は、実は精神保健医療の福祉体制について既に2年前に精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進という形で政府に提言している。内容的には今回陳情者が言われている部分と非常に多く重なっており、今回この陳情者の思いは非常に理解できているところである。先ほど説明もあったが、公明党の提言もあり、精神保健医療福祉の改善について昨年の10月から地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会が始まっているわけである。

今月の9日に先ほど市側の説明にもあったとおり開催されたが、既に13回、この短期間で本当に充実した議論をしていただいた。この検討会のメンバーもまたすごく、国立社会保障・人口問題研究所長の田辺国昭様が座長で、副座長に九州大学名誉教授の神庭重信様、それ以外にも日本精神神経科診療所協会から副会長の上ノ山様や日本医師会から常任理事の江澤様、日本看護協会から鎌田様、本当にこの国の精神医療に関わる、また人権に関わる総勢24名の方々が来て、この検討会を開いていただいているわけである。

今回の内容について、例えば隔離拘束原則禁止とあるが、これは既にいろいろな形でゼロにする方向に向けての取り組みはスタートされている部分もあるわけであるが、今回この議論の中では、正直言って廃止という形での打ち出しは出ていない。それにはまだ課題があるのかなど。項目2や3については、私たち公明党が政府に提言を出した内容そのもので、これは全く同意できる部分である。あと4については、厚生労働省が既に調査を行って、対策も既に始まっているという報告を聞いている。

今回のこの陳情内容に記されている項目が、このような専門家で今議論されている中で、このタイミングで多摩市議会として意見書を出すというのは検討会の議論を無視したような形で、私はこのタイミングで意見書を出すのはいかがなものかという思いがしており、陳情者の要望の内容については本当に賛同しているが、国に意見書を出すということにおいて、多摩市議会として専門家の方々が忙しい中、充実した検討会を開いていただいて今報告書をまさに上げようというこのタイミングで意見書を出すことに対しては賛同しかねる部分もあり、趣旨採択とさせていただく。

板橋委員

今公明党の委員からこのタイミングで出すのはどうかというお話であるが、検討されている今だからこそ、後方支援という形で全国からぜひ進めてほしいというメッセージにもつながるのではないかと思う。今回この4点いずれも現実的な問題であるし、また先ほども申し上げたが、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会報告書の中でも、先ほど言われたように入院に関わる制度のあり方や患者の意思決定支援や、患者の意思に基づいた退院後支援のあり方などについては別途検討が行わ

れるべきであるとも言われているし、これをぜひしっかりと進めてほしいという意向を込めて、ましてや多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例を持っている自治体として、こういう国の動きに対して応援するというメッセージを込めて意見書を上げていくというのが大事なことではないかと思う。

そういうことで、4陳情第5号 精神保健医療福祉の改善に関する陳情は採択とする。

しらた委員 4陳情第5号 精神保健医療福祉の改善に関する陳情に対して、フェアな市政を代表して趣旨採択の討論をする。

今日本の精神科医療の最大の課題と言われているのが、入院患者数があまりにも多いということだと思う。資料もいただいたのであるが、私の資料は少し古いのかもしれないが、2016年の人口千人当たりの精神科ベッド数は日本が2.6床でトップ、2番目にベルギーということで、この35か国の平均が0.7床である。そうしたことも考えると、やはりこのベッド数を何とか工夫していくことがまず先決ではないかと思う。厚生労働省のいわゆる630調査のデータを見ると、あるべき方向から逆に人権の状況も悪化してきたことがわかるようなデータもある。

もう一つの課題としては、人が持つ本来の力を取り戻すエンパワーメント支援とともに、外出、外泊、福祉施設への体験入所などで環境を先に変えてこそ、本人の気持ちに変化が生まれるのではないか。そういうこともしっかりとこれから考えていただきながら、この人たち、ただ人をふやすということではなく、国にしっかりとそういうことをやっていただいから、その結果を見て、意見書を出すのであればまたそこで検討したらよいかと思い、趣旨採択とさせていただく。

小林委員 小林憲一である。4陳情第5号 精神保健医療福祉の改善に関する陳情について、採択すべきものとの立場で意見を申し上げる。

精神障がい者への対応の歴史を見ると、世界的には当事者、家族任せの私宅監置、特別の施設収容がずっと続いていたが、19世紀終わりから精神病院での専門的な治療支援が開始され、そして1950年代に画期的な抗精神病薬の発見と治療が開始された。そして、これとともに精神病院か

ら地域への移行、そして現在では地域ケアによる精神医療が定着し、精神病院の終えんに差しかかっているとされている。

ところが、わが国ではこの歴史が50年は遅れていると、これは陳情者も言われていた。戦前の1919年、大正8年には遅まきながら精神病法ができて一部では専門的な治療、支援が始まったが、当事者、家族任せの私宅監置、特別の施設収容が大半を占める状況だった。戦後特に1950年代になってから精神病院の拡充が日本では行われた。精神病院から地域への流れが起き、そして現在に至っているが、肝心の地域での受皿が不十分で、一方、入院患者さんが長期にわたって入院しているという状況がある。先進国では病院から地域へと大きな流れが起こった背景には、1、膨大な数の精神病床数が招いた財政悪化、2、病院内での深刻な人権侵害、3、施設症つまり当事者の自立心を弱める新たな障害を生んでいる等のことがあるとされている。これらのことを踏まえ、薬の効果は病院でも地域でも同じであるとして、地域でどう当事者を支え、障害があっても地域で暮らしていけるようにするかということで、精神障がい者への対応は大きく変わっている。50年遅れで対応が始まった日本では、1950年代に、1、精神科特例で一般病院よりも少ない職員数で対応できる、2、医療金融公庫で病院開設や増床の資金調達が容易、3、経済的理由でも措置入院ができるという3つの優遇策を設け、精神病院をふやしてきた。それが根本的に今も変わっていないところに大きな問題があると思う。

陳情者も言われていたが、精神病院は一般病院に比べ職員総数は47%、医師は23%、薬剤師は36%、看護師は57%である。在院期間は1か月未満が8.7%、1年以上が64%、5年以上が35%、10年以上が24%、20年以上が11%である。精神病院は、病院から地域への流れの促進が言われているにも関わらず、逆に一定数の入院患者がいなければ経営が成り立たないという悪循環にも陥っている。この間、精神病院の経営者や医師や看護師など職員、労働組合などの働きで、例えば看護職員数は2倍に、作業療法士は3.3倍、ケースワーカーは6.6倍に等改革が進み、人々の意識も変わってきた。今が日本の精神医療を根本的に改革して地域で精神障がい者を支えていく方向に変えていくチャンスだと思う。陳

情で指摘されている精神病院での職員の配置基準の改善と、地域での支援体制の整備に国が責任を持つこと、これをぜひ国に意見書として上げていくべきではないかと考える。以上申し上げて討論とする。

きりき委員長 この際暫時休憩する。

午前10時39分 休憩

午前10時39分 再開

きりき委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

ほかに意見・討論はあるか。

山崎委員 4陳情第5号 精神保健医療福祉の改善に関する陳情について、新政会を代表して趣旨採択の立場で意見させていただく。

精神科医療の充実については、陳情者の言うとおりとくさんの課題があり、多くの問題を抱えていると認識している。当事者や家族の方、また現場で働いている方のご苦勞を考えると、一日も早い改善を望むところである。ただ、市の説明より、国でも現在取り組んでいることと、また、この陳情内容のすべてをそのまま意見書にするのは難しいという点から、この陳情に対しては趣旨採択とさせていただく。

しのづか委員 4陳情第5号 精神保健医療福祉の改善に関する陳情について、採択とする。

小林委員がほとんど内容については説明されたと思うが、やはりこのタイミングできちんと改善の要望を出すことが必要だと思う。

きりき委員長 これをもって討論を終了する。

ただいまご意見を伺ったところ、採択すべきものという意見が3名、趣旨採択すべきものという意見が3名である。同数である。よって多摩市議会委員会条例第14条の規定により、委員長において本件に対する裁決をする。本件について委員長は趣旨採択すべきものと裁決する。よって本件は趣旨採択すべきものと決した。

なお、ただいま趣旨採択すべきものとした陳情は、議会として意見書提出することを求める内容であるが、全員一致ではなかったため委員会として本会議に意見書案の提出は行わないこととする。

日程第2、第52号議案 多摩市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

小野澤健康福祉部長 第52号議案 多摩市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてである。本件については、令和4年度においても引き続き世帯の主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症により死亡、収入の減少等一定の状況に該当する場合に、その世帯に属する第1号被保険者について介護保険料の減免を行う特例を定めるものである。詳細については所管課長よりご説明をさせていただく。

廣瀬介護保険課長 新旧対照表を使って説明をさせていただくので、本会議フォルダの市長提出議案新旧対照表の3・4ページをご覧ください。

4ページのところに具体的に載せているが、附則の第10条第1項のところ、改正前の「保険料」という部分を「令和3年度分又は令和4年度分の保険料であって、納期限または徴収の日が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間にあるもの」と改め、昨年度に続き保険料の減免を行うものである。また、併せて同条の第2項イのところであるが、これは文言の整理であるが、ここにはないが第14条のところに重複する説明が既になされているものであるので、文言の整理としてここは削除させていただくものである。本件については交付の日から施行することとしている。

なお、減免の対象要件については、特に変更はなく、コロナによって主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合、コロナの影響によって主たる生計維持者の収入が減少した場合、これらについて保険料の減免をするものである。

なお、昨年度の実績については34件、合計で136万3,100円となっている。また、今年度の財源についてであるが、減免総額の40%、10分の4については特別調整交付金での財政支援が行われる予定となっている。現時点ではこのほかの財政支援は示されておらず、残りの60%、10分の6については介護保険給付準備基金を充てることを想定している。

ただ、昨年度についても、追って12月に災害臨時特例補助金がこれに充てられることが示された経緯があるので、今後国の財政支援については

動向を注視していきたいと考えている。

きりき委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第52号議案 多摩市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

きりき委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第3、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。

本件は別紙のとおり申し出ることにはしたいと思う。これにご異議ないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただく。

この際暫時休憩する。

午前10時46分 休憩

(協 議 会)

きりき委員長 ここで協議会に切り替える。

それでは、1、新型コロナウイルス感染症対応に関する検査事業令和3年度実績について、市側の説明を求める。

平松障害福祉課長 では、協議会資料1、新型コロナウイルス感染症対応に関する検査事業令和3年度実績について、私から説明させていただく。協議会資料1をご覧願う。

まず1番、市の独自PCR検査の件数と結果、令和3年度実績となる。PCR検査キット、ワクチン接種従事職員等や緊急の場合や乳児等除く一般については検査件数が548件、42施設となっている。②PCR検査

キット（職員）については362件である。また、医師会委託のPCR検査については、緊急の場合や乳児等を対象として15件3施設となる。合計で925件、45施設となり、陰性が902件、陽性が23件という形になった。こちらについては、施設等で感染者が発生した際に濃厚接触者に特定されなかったが、何らかの接触があった方のうち、市が必要性を判断し、検査を希望する方に医療機関または検査キットを使用しての検査を実施したものになる。

次は、2番、市が検査補助を行い、市内の介護保険・障害福祉サービス事業所が実施したPCR検査の件数と結果になる。こちらについては、補助対象事業所が職員及び利用者に対して実施した新型コロナウイルス感染症に関するPCR検査及び抗原検査に係る費用に関し、各検査費用に応じた実支出額につき補助を行うものになる。実績としては、まず介護保険事業所については12法人19事業所、検査件数が475件、陽性件数がゼロ件となった。障害福祉サービス事業所については、9法人15事業所で検査件数が917件、陽性件数8件という形だった。

また、上記事業に関する決算見込額としては、まず市の独自PCR検査業務については、検査キットが249万9,508円、医師会検査等については41万5,000円。こちらは国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して特定財源が200万円となっている。

ただ、介護保険事業者に対する検査補助については、執行総額が268万9,345円、内特定財源が東京都補助事業の区市町村との共同による感染拡大防止対策推進事業と、市の独自部分については国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、特定財源が250万8,105円となった。障害福祉サービス事業所については、執行総額897万3,665円に対し、特定財源が818万2,481円となっている。

こちらの市の独自PCR検査事業についても、次の介護保険、障害福祉サービス事業所に関するPCR検査の補助についても、今年度も実施している形のものになる。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

小林委員 1番と2番のところで、陽性となった方についてはその後どのような措

置がとられたのかを教えてくださいのと、3番の決算のところ、大半は特定財源が充当されているわけであるが、一部一般財源も使われているが、全部特定財源を充てることにはならなかった理由は何なのかを教えてください。

金森健康推進課長 まず1番の独自のPCR検査は健康推進課で取りまとめている。こちらの検査結果が陽性だった方については、陽性になった場合、医師会に委託させていただいており、そちらの医師の先生から保健所に届出をしていただき、必要に応じて陽性になった方と連絡を取っていただいて、その後のフォローさせていただいているような状況になっている。

平松障害福祉課長 続いて特定財源での支出にならなかったのかという点について私からお答えさせていただく。介護保険、障害福祉サービス事業所への検査補助事業であるが、東京都の区市町村と共同による感染拡大防止対策推進事業に一定程度沿って制度構築しているところではあるが、医療機関で検査を受けた場合には2万円を超える検査費用がかかるといった事情があるという事業者からの声にも鑑みて、上限金額をPCR検査で東京都が2万円のところを市は3万円としているといった市独自部分があるので、一部特定財源の交付金を充てた部分もあるが、市の独自部分については市の一般財源で対応したところである。

小林委員 最初の前段のところ保健所がその該当される方に対応することになるが、その後、その方について市はノータッチということになるのか。

金森健康推進課長 保健所でしっかりと管理ができる場合については、市は特に関わることはない。自宅療養に至った場合の市のサービスについては、その時点でご案内をしたり、臨機応変に対応させていただいているような状況になる。

きりき委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

2、新型コロナワクチン接種について、市側の説明を求める。

金森健康推進課長 新型コロナワクチン接種の最新の状況をご報告させていただきたいと思う。6月21日時点で資料に掲載させていただいている。

まず1枚目にあるのが初回接種、初回接種というのは1回目と2回目の

接種のことを言うが、65歳以上の方の1回目接種率が94.6%、2回目接種率が94.3%、64歳以下の方が1回目85.7%、2回目85%、12歳以上全員の方で見ると1回目接種率が88.5%、2回目接種率が88%となっている。

続いて追加接種、3回目の接種のことである。こちらは65歳以上の方で市が89.6%、64歳以下が62.5%、12歳以上が71.1%となっている。12歳以上の71.1%であるが、3回目接種率は国・都と比べて上回っているような状況になっている。

最後に、小児接種、5歳～11歳の方になる。こちらは1回目接種率が20.4%、2回目接種率が19.3%という形になる。

続いて年代別の接種状況、2枚目になる。こちらを見ていただくと、初回接種と追加接種の両方を上げさせていただいている。細かく数字は見ないが、初回接種はほぼほぼ12歳から19歳も74.9%、65歳以上の方は94.3%の方が接種を受けておられたということになる。

追加接種、3回目接種率を見ていただくと、こちらはやはり接種率が下がっている。12歳～19歳が36%、20歳代が50.5%、30歳代が55.4%、40歳代が63.7%、50歳代が79.3%、60～64歳が85.8%、65歳以上が89.6%となっている。この値については、ワクチン接種記録システムに登録済みの速報値を掲載させていただいている。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

小林委員 接種率を見ると3回目が少し下がっている、特に子どもから現役世代まではかなり下がっているとあるが、1回目、2回目を接種して3回目には至らないという方についてはどのようなことが理由として考えられるのかと、これから4回目の接種が始まるわけであるが、そのことは4回目の接種についても影響を与えるのではないかと思うが、その辺はどのように考えておられるか。

金森健康推進課長 3回目接種の接種率だが、1・2回目に比べて下がっている。何かアンケートを取ったわけではないが、一般的にもよく言われているように若い方の接種率が下がっているというところでは、今回ちょうど3回目接種

のときにはやった株がオミクロン株になる。こちらは高齢者や基礎疾患をお持ちの方は重症化しやすいが、それ以外の方は軽症で済んでしまうところがある。そういったことと、あとワクチンの副反応について懸念されたところが原因ではないかと考えている。

4回目の接種についてであるが、4回目の接種は、感染予防ではなく、あくまでも重症化を予防する視点で今回始まっている。重症化しやすい方はやはり高齢者、あと基礎疾患をお持ちの方、これはもうデータの的に明らかになっている部分があるので、重症化を予防するということで、感染を抑制するのはワクチンだけでは難しいが、その辺りをうまく広報していかなければいけないと感じている。対策としては、なかなか難しいが、市公式ホームページやたま広報で周知させていただいているところである。

きりき委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

3、健康推進課における新型コロナウイルス感染症対応等について、市側の説明を求める。

金森健康推進課長 資料3でご説明させていただく。健康推進課における新型コロナウイルス感染症対応等についてである。

まず1番は、先ほど資料1でもご説明をさせていただいたものになる。多摩市の独自のPCR検査についてで、少しデータを加えており、令和4年6月3日現在のデータも加えさせていただいている。昨年度に引き続き今年度も施設でのPCR検査を令和4年度に入ってから22件(7施設)で実施させていただいている。

2番目になる。自宅療養者対象の食料品・日用品・生理用品の支援である。こちらは補正をお認めいただいて、事業を実施させていただいている。こちらは区市町村との共同による感染拡大防止対策推進事業の補助金をいただいている。ご案内をさせていただいたように、一旦ある程度感染者が落ち着いたところでもあるし、東京都の食糧支援も滞りなく申込みをされて翌日には配送されたので、市の物資支援は6月3日で一旦休止させていただいている状況になっている。

6月3日までの件数を表にまとめさせていただいた。令和3年度全体では、配送世帯数が1,012件で、食料品が2,828件、日用品918件、生理用品100件だった。令和4年度に入ってから配送世帯数347件、食料品947人分、あと日用品が323世帯分、生理用品が2世帯分である。1世帯当たり平均大体2人～3人分ぐらいずつ食料品を渡しているような計算になるかと思っている。

続いて、3番目、コロナ電話相談についてである。新型コロナ電話相談ということで、こちらはご自宅での療養や濃厚接触に関すること、また、オミクロン株が非常にはやったときもあり、保健所へも連絡がつかないというところがあった。保健所と連携しながら保健師・看護師が電話対応させていただいている。1月26日から開始させていただいて、令和3年度1,734件、令和4年度に入り6月3日現在で556件、合計2,290件の相談実績が上がっている。

次に、グラフをお示ししているが、相談件数、物資申込者数と多摩市の感染者数の比較であるが、2月上旬に感染者の一番のピークがあり、2月中旬あたりに自宅療養者のピークが来ていた。このあたりをピークとし、感染者数とともに相談件数も現在落ち着いてきているところである。最近だと電話相談もかなり減ってきてはいるが、まだ週明けが10件以上ふえたりという形もあるので、もうしばらく継続をしていきたいと思っている。

4点目、新型コロナウイルス感染症病床確保のための転院支援事業である。こちらにも補正をお認めいただいて事業を実施している。こちらは令和3年度事業になっており、令和3年9月から令和4年4月まで実施させていただいた。こちらは、市内2病院、日本医科大学多摩永山病院と多摩南部地域病院の2病院がコロナウイルス感染症患者の受け入れ病床である。この病床が空かないことにはなかなか入院ができない、市内の方も遠くの病院に行かなければいけないこともあるということで、できるだけ感染症病床の回転を上げるために、その原因の一つが新型コロナウイルス感染症によらない事由で、感染症はもう治ったのであるが、ほかの事由で入院が長引く方もおられる。そういった方の転院支援を実施する事業になっていた。市内2病院から転院するということでは市民と市外在住者も対象と

させていただいたのと、市外の感染症病床からの転院患者については多摩市民に限らせていただいた。

定員実績であるが、最初に23人の方がこれをご利用され、市内の病院で療養されたところである。内訳を見ると、市内2病院からの定員が18人で、市内の方が13人、市外が5人、市外病院からの転院、どこかの病院から市内の病院に転院できた方が5人という形になっている。受け入れ病院としては、協定締結を2病院とさせていただいた。うち受け入れ実績があったのは1病院となっている。

続いて、5番目、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書についてである。こちらは、今までもご報告させていただいていたように7月26日から海外へ渡航する際の接種証明書の交付を開始させていただいている。令和3年12月からマイナンバーご利用の方は予防接種証明書をデジタルで発行できるようになったが、紙版については、日本国内用と海外用の2種類ということで継続して実施している。

対象については、現に海外渡航の予定がある方のみというのが①だったが、②は国内用、国外用それぞれ接種当日多摩市に住民票があった方、国外用は旅券がある方が対象となっている。

申請状況をそちらの表にしている。令和3年度が海外用が1,172件、国内用が113件の合計1,285件、令和4年度に入り海外用が392件、国内用が40件、合計432件となっている。海外用が約90%を占めているような状況になっている。こちらは窓口に来られるのと、あと郵送をお勧めしているが、郵送が大体3割の29%、窓口が7割というような状況になっている。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

4、学校法人日本医科大学多摩永山病院の建替えについて、市側の説明を求める。

伊藤保健医療政策担当部長 こちらについては、私から説明をさせていただく。資料の1であるが、建て替えについてということで、これは従前からご報告をさせて

いただいているところである。

2ページ目、現在の状況ということで、昨年2月に日本医科大学から、一旦コロナの状況もあり当面の間時間をいただきたいという文書を頂戴していたが、新年度に入って改めて同法人との協議の再開について検討をしていたところ、令和4年6月9日付で同法人から協議を再開したい旨の文書をいただいている。それに合わせて、今後については、新病院の開設実現に向けて、今回の提示された文書を踏まえて再考後の検討状況等を確認しながら、支援内容については様々な観点から市民、市議会と共に検討することにさせていただく予定である。

別途ついているのは、このたび日本医科大学から提出された文書であり、ご参考までにご覧になっていただければと思っている。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

小林委員 これからいろいろ協議が続いていくことになると思うが、もし仮に日本医科大学側が多摩市での建て替えを最終的に断念することになった場合に、そのために多摩市はこの旧多摩ニュータウン事業本部用地を取得したわけであるので、そこが浮いてしまうが、その場合にはどのようにこの場所を活用することになるのか。それと、最終的にそうなった場合には日本医科大学側に損害賠償を求めることになるのか。

榎本施設政策担当部長 今仮にということでご質問をいただいて、大変回答が難しいところであるが、今回6月9日付で文書をいただいた中では、2026年度、令和8年度に工事着手をやっていこうと、こういう厳しい状況だったがやっていこうというところで、文書の中ではまさしく現場サイドでも非常に意識が高まっているようなことも書かれていたので、現時点では我々としては、旧多摩ニュータウン事業本部用地のところでの早期新病院建設に向けて、一致協力して進めていきたいというところで、この文書を真摯に受け止めてやっていきたいところである。ご質問のところについては、UR都市機構とは土地交換をさせていただいたので、そのような事態になるころについては、現時点ではお答えというのは大変難しいかと思っているところである。

小林委員 多摩市でぜひ続けていってもらいたいのは私たちの願いでもあるので、

それを信じてやっていくことになると思うが、最悪の場合そういうこともあり得ないことではないので、その辺、そういうことになった場合にするのかもやはり考えておく必要があるかと思う。

きりき委員長　ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

きりき委員長　質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

5、新型コロナウイルス感染症の影響による傷病手当金の支給及び国民健康保険税の減免状況について、市側の説明を求める。

松下保険年金課長　それでは、資料に基づいて新型コロナウイルス感染症の影響による傷病手当金の支給及び国民健康保険税の減免状況について、令和4年6月7日現在の状況をご報告させていただく。

まず傷病手当金については、申請件数22件、決定件数14件、処理中8件、支給決定額が125万8,566円となっている。

次に、国民健康保険税の減免状況であるが、令和2年度、過年度分については、申請4件、決定1件、不承認3件、減免決定額は21万7,100円となっている。令和3年度現年度分については、申請件数156件、決定件数135件、不承認21件、減免決定額は1,821万3,500円となっている。

令和3年度現年度分の減免決定件数については、令和2年度実績が359件、令和3年度135件となっており、昨年度実績と比較して37.6%、減免決定額については令和2年度実績が5,296万8,600円、令和3年度が1,821万3,500円となっており、昨年度実績の34.4%となっている状況である。

次に、令和4年度の保険税の減免関係については、令和4年度についてもコロナ減免が実施されることとなっており、減免基準などについては令和3年度と変更はない。

対象となる保険税については、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限が設定されているもの、また、令和3年度相当分の保険税で令和3年度末に資格取得により令和4年4月以降に納期限が到来するものとされている。

このコロナ減免実施に対する国の財政支援であるが、令和3年度については災害等臨時特例補助金で10分の6、特別調整交付金で10分の4、合わせて10分の10全額が国の財政支援で賄うことができたが、令和4年度については減免総額が当該市町村における市町村調整対象需要額に占める割合に応じて特別調整交付金が交付されることとなっている。この減免総額が調整対象需要額の3%以上の場合には10分の10の財政支援、1.5%以上3%未満の場合には10分の6、1.5%未満の場合には10分の4が交付されることとなっている。多摩市においては、1.5%未満の10分の4の交付を現在想定している。このようなことから、コロナ減免の実施に当たっては、国民健康保険財政運営基金の活用を現在考えている。この国民健康保険財政運営基金については、平成30年度に被保険者の負担軽減を目的として1億9,400万円を基金に積み立てることをお認めいただいております。令和元年度の保険税の改定に際し、全ての所得階層の方に有効に基金を活用するため、保険税の改定案から医療分均等割額を1,000円引き下げ、以降令和5年度までの間その減額波及分に総額1億8,245万円を充てることとしている。今回その差額を取り崩し、一般財源ではなく財源として活用したいと考えている。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

6、令和3年自殺者数の確定値について、市側の説明を求める。

松崎福祉総務課長 では、協議会6番、令和3年自殺者数の確定値についてご報告する。

資料をご覧願う。

まず項目1番、令和3年自殺者数(暫定時及び確定値)である。全国の様態であるが、暫定値の合計のところは2万984人、確定値が2万1,007人となった。多摩市であるが、暫定値5人、確定値21人という数字となっている。

こちらの表の説明をさせていただく。まず全国の暫定値、確定値の数字の出し方であるが、こちらの数字は発見日、それから発見地ということで値を出しているところである。多摩市の数字の出し方であるが、こちらは

自殺日、それから住居地ということで、それぞれ起点となる日付、場所が異なっているような数字である。そのため、全国の場合は暫定値から確定値になる際に大きな数字の乖離がない状況であるが、多摩市という自治体で自殺者数を統計から抽出するに当たり、住居地を起点として数字を確認している。そのため、下の米印に書かせていただいているが、捜査等により自殺であると判明した時点で自殺統計原票を作成・計上しているところから、自殺もしくは他殺あるいは事故死のいずれか不明の場合には暫定値に算入されないので、暫定値から確定値に数字が動く際に各自治体それぞれ数字が変動するような状況が起きているので、全国の数字の動きと多摩市の数字の動きに乖離があることは、その点でご理解いただければと思う。

2番目の全国状況である。令和3年の自殺者数は、先ほど申し上げた2万1,007人という数字になった。対前年比で74人の減少である。2年ぶりの減少となった。男女の増加幅であるが、男性は減少、女性が微増というようなところである。年齢別で申し上げますと、50歳代の方が全体の17.2%を占めているところである。次いで40歳代、そして70歳代という順となっているところである。

3番、多摩市の状況である。令和3年の自殺者数、多摩市は総数21人、男性15人、女性6人、令和2年の総数18人と比べて、総数としては3名増加、男性が5人増、女性2人減という状況であった。年齢別で見ると、70歳代の方が6人、40歳代の方が4人、20歳代の方が3人、80歳以上の方が3人という順になっていて、昨年ほどでないが50歳代以上の割合が半数を超えているような状況である。比較的中高年齢層の割合が高いことがうかがえるところである。原因・動機については、健康問題が一番割合としては高くなってきている。その後、家庭問題、経済・生活問題、勤務問題、そのほかというところで数字が続いていくような状況である。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

小林委員 一番最後の原因・動機のところで、勤務問題というのは、こういうカテゴリーで分けることになっているのだろうが、具体的にはどういうことなのか。

松崎福祉総務課長 こちらは、このようなカテゴリーで分けるような仕組みになっている。

健康問題や家庭問題、経済・生活問題のカテゴリー分けについては、厚生労働省が毎月公開している「地域における自殺の基礎資料」で、それぞれのカテゴリー分けで整理されている。また、厚生労働大臣指定法人いのち支える自殺対策推進センターが毎年、過去5年間の数値をもとに、地域自殺実態プロファイルを作成しており、地域の特性をそこで確認することができている。多摩市の場合は、厚生労働省の基礎資料から見てとれる勤務経営に関する問題、無職者や失業者、高齢者などといったグループが地域の特性データとして出されているところである。

小林委員 勤務問題というと、普通に受け取ると職場でのトラブルが想起されるが、そうすると例えばパワハラが今社会的に大きな話題になっているが、そういうこともこの中には含まれると考えてよろしいのか。

松崎福祉総務課長 具体的な動機という個別的なものまで市で把握することはできないが、そういった事柄が含まれているのではないかと考えることができるかと思う。

きりき委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

7、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について、市側の説明を求める。

松崎福祉総務課長 それでは、協議会7番、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金についてご報告申し上げます。

まず1項目め、令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金についてである。こちら、趣旨のところに書かせていただいたが、米印のところをご覧願う。令和4年4月26日閣議決定されたコロナ禍における原油価格・物価高騰総合緊急対策に基づいて、新たに実施されるものである。こちらは既に令和3年度に実施してきた住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金と同様な仕組みのものと捉えていただければ思う。

今回支給対象となる方々であるが、基準日が令和4年6月1日において当市の住民基本台帳に記録されている方々の中で、新たに地方税法の規定による令和4年度分の市町村民税均等割が課されていない世帯、非課税とな

った世帯である。また、市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除されている世帯が対象となるところである。

もう一つのカテゴリーとして家計急変世帯。上記①の非課税世帯と異なり、非課税世帯ではないが令和4年1月以降の新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯ということで申請を受け付けるものである。給付額に関しては1世帯当たり10万円。現在対象見込みの世帯数として見込んでいる世帯数が2,028世帯である。財政措置に関しては、実施に要する経費については全額国庫負担となる。こちらの制度の周知に関しては、たま広報や市公式ホームページ、公式LINEや公式ツイッターなどを活用して周知していく。

また、市内公共施設等に案内チラシを設置するとともに、非課税世帯にはプッシュ型で確認書という形で通知をお送りさせていただく予定である。取り組み予定に関しては、こちらに記載させていただいた7月中旬には各世帯へ確認書を送付、そこから受け付けを開始して8月中旬には支給開始に取り組んでいきたいと考えている。

続いて、2ページ目になる。項目2番、現在既に実施している令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の進捗状況である。6月8日時点の数字であるが、確認書の発送数は1万5,869件、申請数としては、紙と電子申請を併用しているため、それぞれ紙が1万3,547、電子申請が1,462である。そちらの申請を受け付け、家計急変世帯に関しては111世帯に支給決定をしている。非課税世帯に関しては、1万4,537世帯の支給決定をさせていただいたところである。

そして3番目、令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の重複支給を1件生じさせてしまったことをお詫び申し上げる。

こちらの経緯であるが、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について、まず1回目、確認書の返信を受けて支給決定を行い、支払い処理をさせていただいた。その支払いが行われる前に申請者、世帯主の方の死亡が判明し、同居の親族から受取人口座の変更の申出があったところである。そのため、支給がまだだということもあったので、確認書を改めて

発行し、新たな口座に支払いができる処理を行うという手続の申請を受け付けたところである。

ただ、その際に、支払い処理を既に行っている指定口座への振り込みを止める手続を失念してしまった。そのため1回目の給付が完了し、その後受取人口座変更の依頼を受けた確認書で2回目の支払い処理をしてしまい、2回目の給付を行ってしまったような状況である。こちら当事者の方から、4月下旬に重複して給付があったというご連絡を受けて判明した次第である。

対応としては、当該申請者の親族の方におわび申し上げ、2回目に給付した給付金額に関しては返還していただくお願いをさせていただいた。ご承諾を得て戻入処理を行い、納付書を送付させていただいた。既にご返還いただいたところである。対象者の方には非常にご迷惑をおかけし、反省しているところである。

こちらの再発防止策としては、支払い処理後に口座変更する際は会計手続の中に組み戻しという処理があるが、まずやるべきことを最初に行うというところで、そちらの組み戻し処理を行ってからシステム入力を行うようにフローを見直していきたいと思う。また、問い合わせメモやシステム、に受給者の方のメモを入力する箇所があるので、そちらに漏れなく入力し、担当者間の情報共有を徹底し、見落としを防止していきたいと考えているところである。また、令和4年度新たな給付作業も今後あるので、十分フローを見直して、引き続き適正に給付作業を行っていききたいと思う。この点に関しては、誤った手続があったことをおわび申し上げて報告とさせていただきます。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

しのづか委員 こういった特別給付は今後もあると思うが、今回財政措置として実施に要する経費については全額国庫負担10分の10になっているが、例えば人件費なども、委託に出した場合は全額国庫で見てくれるのか。

松崎福祉総務課長 委託した際の人件費に関しては国庫の対象補助金となる。

しのづか委員 事務の負担としては結構プラスアルファで出てきてしまうものなので、自治体としては事務負担が非常に大きくなるだろうと思うが、例えば今

までもやっているが、今回の給付に当たって多摩市の場合はどうのようにしているのだろうか。

松崎福祉総務課長 臨時特別給付金の支給業務に当たる人員体制ということでお答えさせていただきます。こちらの業務の所管は福祉総務課が担わせていただいているところである。福祉総務課の職員だけでは業務量も多く迅速に行うことが難しいこともあり、全庁で応援体制を組ませていただいて、令和3年度は月単位になるが、昨年令和3年の1月については4人の常勤職員の応援をいただいている。また、2月3月と3名ずつの応援をいただいで取り組んでいるところである。4月以降は福祉総務課の職員のみで、全庁の応援体制は解いているところである。

ただ、福祉総務課の職員だけでは担うことが難しいところがあるので、会計年度任用職員の方を雇用しているところである。先ほどの財源のところであるが、常勤職員の超過勤務については国庫の対象となる。また、会計年度任用職員の雇用に関しても国庫の対象となる。令和4年度に関しても福祉総務課で所管させていただき、短期間で迅速にということがあるので、ここも全庁で応援体制を組んで6月から準備を進めているところであるが、3人の応援職員をいただいで作業を進めているところである。

しのづか委員 多摩市としては、こういった事務に対して全庁での応援体制を敷いて、いわゆる正職員と会計年度任用職員でやろうという方針なのだろうか。私は、例えばこういった事務はもし国が10分の10見てくれるのであれば、きちんと個人情報の保護に気をつけていけば、むしろ切り分けていける事務ではないかなと思っているが、いかがか。

松崎福祉総務課長 私の具体の説明が不足していたかと、今のご質問を聞いて受け止めた。委託に関しては、事務作業の委託も実際には行わせていただいている。まず、市民の方の問い合わせを庁舎で受けるとほかの電話も多くかかってくるからスムーズに受け答えが難しいということで、コールセンターの設置をさせていただいている。また、事務作業に関しては、支払い決定に関しては私ども常勤職員が行う必要があるため、それ以外の通知の発送の際の封入・封緘作業、あと申請をいただいた方のデータ入力といった委託できるものに関しては委託をお願いして、今回の事務を進めさせていた

だいている。

しのづか委員 お答えを聞いてわかったが、なるべく職員の負担にならないように、こういったものは国が決めていわゆる法定受託でおりにくるものであるから、もし国が10分の10見てくれのであれば最大限それを活用して、ほかのルーチンの事務に影響が出ないような配慮をきちんとしていただきたいと思う。

小林委員 3番目の重複支給は当該の方から連絡があってわかったということであるが、もし連絡がなければ永久にわからなかったということなのか。それとも、システム上もし重複支給していれば後になってわかるようになってくるのか。

松崎福祉総務課長 作業工程の中で支給の確認というステップを踏むと、該当者の方を開くと支払いが2回行われていることがわかるようなものであるので、すぐにはわからないところではあるが、確認を行うことはできる。ただ、短期間で実施する中では、ご当人に申し上げていただかないとすぐに気づくことはできない状況であったかと思う。そのため、未然に、こういう状態を起こさないことが本当に必要だと反省しているところである。

小林委員 今回の場合は当該の方から申出があったので戻していただくこともスムーズにできたと思うが、そうでないと結構厄介なことになったのかもしれない。もちろん、こういうことはあってはいけないということでいろいろ再発防止策も取られていくと思うが、何かシステム上そうならないようなシステムができないのかと思う。私はそちらのことはよくわからないのであるが、そういうことも併せてやる必要があるのではないかと思うが、いかがか。

松崎福祉総務課長 システムで事前に防止できるというところでは、本当にそのとおりのシステム構築が必要と感じているところである。まず基本的にアナログで入力するものを最小限にしていきたいとシステム会社にも要望させていただいている、そのため必要以上にアナログで触らないような仕組みづくりを考えているところである。

今回発生したところは、意図的にでないと修正ができない、職員がアナログで触ることによって修正がされるような状況であった。その際に職員

が口座の変更を手で行っているところであるので、その辺りはシステムというよりは私たち職員が、今現在の状況がどうなっているのか、メモ情報に何か注意書きはないか、フローの見直しと書かせていただいたが、そういったところを担う私どもが注意深く行うべきであったというところで振り返りをさせていただいて事務の見直しに取り組んでいきたいと考えている。委員が言われたとおり、システムで防止できるところは本当にシステムで防止していく、アナログで気をつけなければいけないところは自分たち自身でしっかり気をつけていく、そこを徹底していくしかないということで、十分注意して取り組んでいきたいと思っている。

小野澤健康福祉部長 今ご質問いただいた重複支給については、このようなことを起こしてしまったことを大変申しわけなく思っているところである。対応については、今、福祉総務課長からご説明をさせていただいたとおりで、なるべく人の手が入らなくてもきちんと適正にできる仕組みについては、こうした経験も生かしながら工夫していきたいと思っている。

また、前段のご質問の事務負担については、今回の住民税非課税世帯の臨時特別給付金については、非課税世帯の方々ということで、福祉総務課の生活困窮者対策のラインで業務を行っているところである。所管部長である私の認識としては、今回のこうした給付金については、コロナへの対応による生活困窮者の方々への影響、様々な社会情勢に応じて生活に関してお困りの方がふえている状況に市としてもしっかり対応していかなければならないという意味で、コロナ対応の福祉総務課のラインについても、コロナ対応のある意味での最前線だと思っているところである。

したがって、生活困窮者対策としてはこの給付金だけではなくほかにも仕事があるので、そうしたところもしっかりやっていけるように、この業務についてはなるべく正規の職員がやるのではなく、任せられるところはしっかり任せていきたいと思っているところである。ただ、時間的な制約もあり、正規の職員でやらなければならないところがどうしてもあるので、そこは全庁的な体制を組んでやっているところである。そうしたところは引き続きいろいろ全庁の理解も得ながら、工夫しながら進めていきたいと思っている。

きりき委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

8、『多摩市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金』他進捗状況について、市側の説明を求める。

松崎福祉総務課長 それでは、多摩市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金他進捗状況についてご報告申し上げます。

まず項目1番、多摩市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金進捗状況についてである。こちらは昨年、令和3年7月から制度開始をさせていただいているところである。

こちらの経過(3)に移らせていただくが、こちらは7月から開始し、当初8月末までの申請受け付けだったものが、申請期限が11月末に延長されたものである。(3)の中段ぐらいに書かせていただいているが、令和3年11月に、いま一度申請期限の延長が令和4年3月末まであり、この際は再支給の申請を可能にするというものであった。また、求職活動についての要件を緩和し、ハローワーク以外に公的な無料職業紹介窓口でも求職活動を可とするということで制度緩和がされたところである。また、日付がさらに進んで令和4年2月に再度申請期限が令和4年6月末まで延長されたところである。

また、新たな動きとして令和4年4月に改めて申請期限を延長するというので、8月末まで申請期限が延長されたものである。求職活動の要件もさらに緩和されて、ハローワーク等での職業相談がこれまで月2回というような要件であったが、月1回に緩和されて、より申請しやすい状況となっているところである。

こちらの2ページ目をご覧ください、申請の受け付けの状況である。まず令和3年に関しては申請受理件数143件であった。支給決定件数として、単身世帯が74世帯、2人世帯が31世帯、3人以上世帯が37世帯、不支給決定者が1世帯あったところである。

また、再支給を令和3年11月から実施しており、再支給分として令和3年は45世帯の申請受理を受けているところである。内訳としては、単

身世帯が24世帯、2人世帯が12人世帯、3人以上世帯が9世帯ということで、それぞれ支給に関しては支払いが済んでいるところである。引き続き今令和4年度も、それぞれ受け付けていて、初回支給の申請者に関しては、申請受理件数21件の申請を受けているところである。また、再支給の方々もおられて、再支給申請では27世帯の方々の申請を受けているところである。こちら支給の申請の受け付けの男女比であるが、全体では男性が6割強、女性が4割弱、30%台というような申請状況となっているところである。

続いて、項目2番のしごと・くらしサポートステーションの相談状況についてご報告する。こちらは令和4年5月末日時点である。新規相談受け付け件数、令和3年度は382件あった。令和4年度5月末日時点で45の相談を受けているところである。

(2)に相談延べ件数をまとめさせていただいている。こちら各月で掲載させていただいているが、状況として、住居確保給付金に関する申請が落ち着きを見せてきているところである。

こちら令和2年4月、5月、6月、数が非常に多かった令和2年度であったが、令和3年度は数字が小さくなってきているところである。反対に、令和3年度に入って生活困窮者の相談の数字が大きくなってきているような状況である。

(3)の月ごとの内容別新規相談件数である。こちらも、横で、順次、月の相談を載せさせていただいているところである。主に相談が多いものとして、一番多いのが収入や生活費に関する相談、2番目に家賃や住宅ローンの支払いに関する相談、3番目に、住まいの相談というような状況になっている。こちらの3つの相談が全体の6割を占めているような状況である。

(4)、住居確保給付金の申請数である。こちら令和4年5月末日の数字である。令和3年4月から5月末日まで、64件の申請を受けているところである。こちらの住居確保給付金についても、先ほど申し上げた新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金と同様に申請期限が令和4年8月末日まで延長されていて、また、ハローワーク等での職業相談等の要件が月

1回ということで緩和されているところである。

最後のページは、参考に、多摩市社会福祉協議会の相談状況についてつけさせていただいているところである。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

あらたに委員 社会福祉協議会の最後のページがよく理解できないのであるが、申し込み件数が62で決定が116等、申し込んでいる人よりも決定数が多いというのはどういうことなのか。仮に決定するまでタイムラグがあるので1か月ぐらいずれているというのだったら、令和3年3月の申し込み件数を載せないと、全体の申し込み者数に対する決定数にはならないではないか。

松崎福祉総務課長 こちらは多摩市社会福祉協議会の相談状況についてで、ご指摘の数字は、総合支援資金の再貸し付けのところかと思う。特に令和3年4月の申し込み件数が62件、決定件数116件という数字かと思う。こちらは申し込みをした日付と決定する日付が異なるということで、数字が月遅れでずれていくようなことをお話として伺っている。そのため決定件数の数字が、令和3年3月以前のもの数字が加わっているのでここまで大きくなっているところである。

あらたに委員 こういう表をつくる場合に、事前にその前月分の申し込み者数だけでも入れておかないと、全体で何人申し込まれて何人決定したのだという数字にはならなくなってしまうので、そこを直して見せたほうがよいという話である。

松崎福祉総務課長 ご指摘いただきありがとうございます。表の作成の仕方については、社会福祉協議会とも相談して、見直しをしていきたいと思う。

きりき委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

9、多摩市しごと・くらしサポートステーションの移転について、市側の説明を求める。

松崎福祉総務課長 では協議会9番、多摩市しごと・くらしサポートステーションの移転について報告する。こちらは毎月17日の補正予算でも計上させていただ

いた。その際にご審議の上お認めいただき、誠にありがとうございます。

まず項目1番の移転の概要である。移転先、移転時期であるが、10月上旬をめどにベルブ永山2階、マイナンバーカードセンターの隣に移転する。(2)移転に伴う変更点である。まず面積であるが、移転前約255平米だったところが、移転後約300平米となる。こちらの移転後、備考欄に書かせていただいたが、アプローチ(建物入り口から室内入り口までの通路)部分が約70平米あるが、こちら移転後の面積に加わっているところである。こういった面積をどのように活用するかであるが、まず新設させていただくものとして、①に書かせていただいた作業室を新設させていただく。

目的としては、就労準備支援、それから引きこもり支援の活動場所として8人程度の方が入室できる大きさにしていくが、集団で作業を行い、コミュニケーションができる場所を常設していきたいと考えている。加えて個室ブース、こちらは先ほど備考欄に記載させていただいたアプローチの場所にあるが、そちらに1人～2人が入室できる個室ブースを4つ設けたいと思う。就労準備支援や引きこもり支援として、外出のきっかけとなるよう、自宅以外の居場所を常設していきたいと考えている。移転前と変わらない現状維持という状況であるが、会議室に関しては10人程度が入室できるもの、そして執務室、最大7人が執務できるスペースを設けていきたいと思う。

また、見直した点を最後③に書かせていただいているが、物置に関しては、備品や消耗品をこれまで保管していた場所を、不要備品等を整理し2か所あったものから1か所に集約したいと思う。相談室は、4人以上が入室するやや広めの部屋があったが、そちらに関しては稼働状況も踏まえて6つあったものから5つに変更したいと思う。また、入ったところに待合スペースあったが、利用がほぼなかったので、待合スペースという空間はつくらないでいきたいと考えている。また、相談室小の2人程度が入室という小さな相談室に関しては、稼働が少ないので小さい相談室はつくらないことを考えている。

こちらの期待される効果としては、引きこもり支援の充実で、移転前は

会議室を共用で使っていた。移転後は作業室や個室ブース等の居場所を常設することで当事者の方がいつでも受け入れられ、気兼ねなく過ごす場所をつくることができると考えているところである。2番目としては、アクセスのしやすさ。移転前はエレベーターや階段の利用が必須であった。移転後は建物外からフラットで移動できるので、アクセスの利便性が向上するものと考えている。また、3つ目として、相談室の有効活用を考えている。移転前は天井高の壁の相談室がなかった。そのため状況に応じて相談室を離したりすることでプライバシーを確保するような工夫をしていたところである。移転後は天井高の相談室も設け、相談室を有効活用できるようにしていきたいと考えている。

2ページ目、3番の周知方法。市民の皆様に向けては、たま広報や市公式ホームページ等で周知。また、協力施設（公共施設、コンビニ、インターネットカフェ）にチラシを置かせていただいていたが、そういったところに情報を発信していきたいと思う。また、利用者向けの案内チラシの配布を考えている。そして、施設内掲示、ベルブ永山2階、4階に移転を案内するポスターの掲示をしていきたいと考えている。

4番、今後のスケジュールである。6月下旬に設計委託の契約をさせていただき、7月中旬に工事契約、着工。9月上旬には利用者向けに移転告知ビラを配布し、引き続きたま広報や市公式ホームページで移転の告知を行ってきたいと思う。10月上旬に、利用者向けの移転後の詳細告知ビラの貼付を行ったり、市公式ホームページ等での詳細の告知、そして移転実施については、10月の11日を目標にさせていただいて移転を行いたいと思っている。あとは、協力施設に置かせていただいているチラシの差し替えなど、準備を行ってきたいと思っている。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

この際協議会を暫時休憩する。

午前11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

きりき委員長 休憩前に引き続き協議会を再開する。

10番、「多摩市版地域包括ケアシステム」における相談支援体制について、市側の説明を求める。

原島健幸まちづくり推進室長 「多摩市版地域包括ケアシステム」における相談支援体制構築に係る取り組みについて、現状の進捗状況等についてご報告させていただく。

まず資料の1番、多摩市版地域包括ケアネットワーク連絡会の進捗状況についてご報告する。多摩市版地域包括ケアシステムの相談支援体制を強化して、誰一人取り残さない多機関協働の支援体制を構築することを目的として、現在多摩市版地域包括ケアネットワーク連絡会、以下こちらを「連絡会」と称すが、こちらの設置のための準備を進めている。令和4年度中にこちらの設置要綱を制定し、連絡会を本格的に実施する予定になっている。こちらの実施体制については図1をご覧ください。

なお、今年令和4年3月1日に生活困窮者自立支援法第9条第1項の規定に基づいて生活困窮者に対する適切な支援を図るため、多摩市支援会議の設置要綱を制定した。また、福祉総務課に各相談支援機関等が抱える課題を把握して各制度の相談支援機関の総合的なコーディネートを行う相談支援包括化推進員を置いている。これにより、図1に事例検討会というのがあるが、こちらにおいて複合化した課題を抱えるケースや制度のはざまに陥るケースについて、関係者が個別の支援計画等の策定を行える体制を整えている。

次に、2、国の「重層的支援体制整備事業」との関連というところでご報告する。国では、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業として「重層的支援体制整備事業」が令和3年4月に創設されている。連絡会は相談支援体制の一部となる。こちらの重層的体制整備事業と多摩市の目指す相談支援体制の関係図については、図2をご覧ください。多摩市では、令和5年度からこの国の重層的支援体制整備事業を実施する予定で関係所管による協議を重ねてきたところであ

るが、実施体制についてより丁寧な検討が必要なことから、令和6年度からの実施を目指すこととしている。こちらについてご報告させていただく。ただ、長引くコロナの影響等で生活にお困り事を抱えられている方が多くなってきている。そういった状況を踏まえて、先に説明させていただいた連絡会の体制の構築や、相談支援の体制を構築していくことについては、着々と進めていきたいと考えている。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

小林委員 誰一人取り残さないということで、高齢者支援、障がい者支援、子育て支援、それから生活困窮者支援という4つの事業についてそれぞれウイングを少しずつ広げて重層的にこうやっていくということで、包括的に進めていくことは理念としてはそのとおりだと思うしそれが重要だと思うが、その一つ一つの事業が今本当に十分なのか、不十分なところがあるのかなのかということをしかりと検証していかないと、不十分なものを幾ら包括的につなげてもやはり不十分なものになると思うので、一つは、それぞれの事業をどうやって十分なものにしていくかという検討が必要ではないかと思う。そのためには国や東京都にきちんと支援を求めていかないといけないと思うので、その辺について所管のお考えをお聞かせいただきたいと思う。

原島健幸まちづくり推進室長 ご指摘いただいたように、それぞれの制度ごとの内容が十分かどうかは、それぞれ担当部署で検証しながら事業を進めているところかと思う。また、必要に応じて市長会等を通じて東京都や国への支援も適時要望しているところであるので、そういったところで必要であれば要望を上げていきたいと考えている。

小林委員 永山団地の地域包括支援センターが間口を広げるということで、必ずしも高齢者支援だけではなくいろいろな相談事を扱う永山モデルということで進められていると思うが、それに見合った体制がないとどれもこれも中途半端になってしまうことになると思うので、包括的ということであれば、そこの一つ一つをやはり充実させていくことをぜひ心がけていただきたいと思う。

きりき委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

1 1 番、令和 3 年度の生活保護の相談・申請状況等及び生活保護受給者金銭管理支援事業について、市側の説明を求める。

松田生活福祉課長 まず生活保護の相談・申請状況についてご報告をさせていただく。資料をご覧くださいと思う。

1 番目が相談・申請数で、相談は延べ件数である。令和 3 年度、1 年間で 9 3 6 件という延べ相談件数であった。令和 2 年度と比較するとやや減少しているが、コロナ禍以前の平成 3 1 年度と比較すると約 1. 5 倍と相変わらず高止まりというような相談件数が続いている。コロナ関連の相談については、令和 2 年度 8 4 件であったが、1 3 件と、1 5 %にとどまったと書いているが、直接的なコロナ禍による失業から、間接的に不景気の影響等もあり、雇用が厳しいような状況の中での相談と捉えている。

その下が申請数である。令和 2 年度と比較すると、やや減少している。2 2 7 件が 2 1 2 件と 1 5 件ほど減っているが、コロナ禍以前と比べると 1. 2 倍の申請で高止まり傾向が続いているというような状況である。コロナ関連についても、1 7 件から 3 件と減ったが、先ほど申し上げたように、コロナあるいは景気が安定していないというところでの相談申請が、引き続き高止まりの状況という状況で続いているようなところである。

その次のページであるが、被保護世帯、人員、保護率の推移である。白い棒グラフが世帯数、オレンジ色が世帯人員である。黒い折れ線グラフが保護率、全多摩市民のうちの生活保護受給人員という割合である。保護世帯数、保護人員数、保護率はいずれも令和 2 年 5 月以降増加傾向にあり、令和 3 年度もずっと高止まりだったというようなところが表されている。保護世帯は、令和 3 年 1 月に多摩市としては、初めて 1, 9 0 0 世帯を超えた。以後、ずっとふえ続けて、昨年度末の 3 月の時点では 1, 9 4 2 世帯というようなところである。

保護率は、令和 3 年 1 2 月に 1 7 パーミル、パーセントにすると 1. 7 %、1 7 パーミルを超えたというような状況であった。

では、これは東京 2 6 市と比べるとどうかというところが 3 番目の表で

ある。26市平均が17.1パーミル、多摩市が17パーミルと、ほぼ26市平均と同じぐらいだというようなところで、他市に比べると激増しているわけではないという状況をご確認いただければと思う。

次に、4番目、生活保護受給世帯金銭管理支援事業についても報告をさせていただきます。こちら令和4年度当初予算で議会の皆様にお認めいただいた新規事業である。自ら金銭管理を行うことが困難な生活保護受給者の安定生活の維持、自立の促進を図ることを目的に、生活費の管理、あと支払いの関係、そういった諸手続をサポートする業務委託を今年の6月から開始している。

対象者は、多摩市生活保護受給世帯のうち、日常的な金銭管理や生活費の支払い等に支援を必要とする方、本人の同意が得られた方である。委託先は、中高年事業団やまて企業組合で、しごと・くらしサポートステーションとお考えいただければ結構である。年間予定件数は25件、25人の方を想定している。想定利用者として、アルコール依存症で浪費癖があり、家賃や公共料金を滞納してしまうケースとか、幾つか類似で挙げさせていただいたが、ご自分で金銭管理することがなかなか難しく、ご自分の生活を苦しめてしまうような方を支援していきたいという趣旨で始めた新規事業である。

一番最後のところに、その他、社会福祉協議会の金銭管理事業及び成年後見人制度では対象外となる方とある。同様の金銭管理をする取り組みとしては、社会福祉協議会の金銭管理事業というのがあるが、こちらは福祉サービスを受けていないと活用ができなかったり、あと成年後見人制度では、自分で判断能力がある方は対象にならなかったり、この制度のはざまにいる方で、我々ケースワーカーが大変困ってしまうケースをぜひとも救ってほしいということで始めた新規事業になっている。こちらについては、26市中11市が実施済みで、ようやく多摩市もこの仲間入りをしたというところで、生活保護を受けている方、利用されている方の支援を引き続き行っていきたいと考えている。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

小林委員 4番の金銭管理支援事業は非常に重要なことだと思う。それで6月から

始めたということであるが、具体的にはケースワーカーの方がこの利用者はこういう支援をしたほうがいいと見定めて、ご本人を説得してしごと・くらしサポートステーションに連れていく、あるいは行ったらどうかと紹介する、そこへつないでもらってやるようになっていくのか。その辺を教えてください。

松田生活福祉課長 ご自分で金銭管理ができない方が多くおられる。月の途中で保護費がなくなってしまった、どうにかしてほしいといった相談が結構ある。そうするとケースワーカーも、保護費の再支給はできないから、そういった方を対象にこういった事業始まったから利用してみないかというような働きかけをし、本人が同意した場合にしごと・くらしサポートステーションに行く場合もあるし、来ていただく場合もあるし、あと訪問もしていただけるということで、金銭管理が自分でできなにご自分を苦しめることになるから、我々も同意を得ながら、ご本人のために支援していきたいということに対応している。

小林委員 同意が得られればそれが非常によいと思うが、そういう方だと往々にして同意が得られないようなことも多々あるのではないと思うが、その辺はある意味ではケースワーカーの技量という気もするが、どのような感じなのか。

松田生活福祉課長 ご自分のお金であるから自分で使いたい、好きに使って何が悪いのだというようなお考えの方もおられるが、結果的にご自分の生活を苦しめることになるので粘り強く同意が得られるように、ケースワーカーで足りなければ査察指導員といったところも、組織としてその方の望ましい生活になるように理解をいただいているところである。

きりき委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

12、令和4年度慶祝事業「長寿を共に祝う会」の実施について、市側の説明を求める。

五味田高齢支援課長 令和4年度慶祝事業「長寿を共に祝う会」の実施についてご報告する。75歳以上の市民を対象に高齢者慶祝事業「長寿を共に祝う会」のイ

ベント型について、令和4年度は市制施行50周年記念事業として実施する。リニューアルオープンしたパルテノン多摩を会場に、イベント型として実施する予定にしている。

テーマは、市制施行50周年記念事業「長寿を共に祝う会」、副題を～笑って 元気に フレイル予防 目指せ 健幸長寿～とした。

日時は、令和4年9月15日、木曜日、全体の時間としては10時から15時を予定している。

会場は、パルテノン多摩の大ホールとオープンスタジオを予定している。

対象者は、75歳以上の市民2万2,715人が対象である。

内容であるが、まず大ホールでは、10時半から長寿を共に祝う会、この中身としては、50周年記念VTR等の放映、市長の挨拶、演芸、こちらは著名人4名を招いて、落語、三味線漫談、太神楽曲芸を予定している。1回公演で、90分～120分を予定している。

右の備考に行って、令和5年3月31日現在時点で75歳以上の市民の方を対象とする。往復はがきによる事前の申込み制、1枚に2名まで記入できる形で、応募者数が多数の場合は抽せんとする。定員は700名～1,000名程度を想定している。大ホールの定員が1,154名で、車椅子の25席も含んでいる。返信はがきで応募者全員に8月下旬に結果を通知する予定にしている。

もう一つの会場のオープンスタジオであるが、こちらは10時からフレイル予防測定会を実施する予定で、現在行っているTAMAフレイル予防プロジェクトの内容になる。国士舘大学、介護予防リーダー、地域包括支援センターなどの協力を得て実施する予定である。

内容としては、簡単な体力測定のほか、元気アップ体操、脳トレ、栄養、口腔ケアを体験できるブースを設置して、フレイルの啓発、地域活動へつなぐことを目的としている。右の備考であるが、こちらは事前の申込みなしで来ていただけるような形を取りたいと思う。おおむね65歳以上の市民の方を対象とする。ご自身のフレイル状態に気づき、フレイル予防の大切さを知る機会とする。予算額は658万7,000円を予定している。

下の米印に行くが、今後の感染症拡大の状況によって中止することも想

定されたり、定員の見直しをする場合もあるので、7月上旬までには判断をして案内を出したいと思っている。イベント型での実施を中止する場合には、75歳以上の方への慶祝通知等の発送に切り替えたいと考えている。

周知の方法としては、一つ目が、対象者への個別の案内を8月5日頃に送付予定である。もう一つは、8月5日号のたま広報及び市公式ホームページに掲載を予定している。

次のページに行って、当日大ホールの来場者へのお祝い品の贈呈ということで、障がい者団体作成のアクリルたわしとお祝いのイラストをつけたクッキーを予定している。一つだけサンプルを持ってきたが、このような形のものである。

企画・運営は、業務委託をする予定でいる。委託内容は、会場までの案内、会場内での誘導を含め、安全な会の運営を依頼する予定である。パルテノン多摩の指定管理者パルテノン多摩共同事業体構成企業と随意契約を予定している。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

13番、コロナ禍における高齢者の通いの場の現状について、市側の説明を求める。

五味田高齢支援課長 コロナ禍における高齢者の通いの場の現状についてご報告する。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、高齢者が人との交流や外出を控えることが多くなっている。通いの場の活動も一時的に見合わせていたが、現在高齢者の通いの場など地域活動は徐々に再開してきているので、現状についてご報告する。

1番、高齢者の通いの場の実績等の推移で、多摩市の状況を表にあらわしている。通いの場の箇所数は、令和2年をピークに、このとき337か所であるが、令和3年度では303か所となっている。週1回以上の活動をしている通いの場の参加者数の実数、こちらは令和元年度をピークに、令和3年度は1,437人となっている。こちらは令和2年度の年度末、2月3月頃コロナが感染拡大してきていたので、ここがかなり影響して令

和2年度から下がってきているような状況である。一番下の高齢者の人口における週1回以上の活動をしている通いの場に参加している人の割合が令和元年度をピークに、令和3年度最終では3.3%まで下がっている状況になっている。マルポチのところであるが、令和3年度はまん延防止措置、緊急事態宣言があったので、活動を休止したり縮小したりした団体があった。高齢者の通いの場というのは、地域介護予防教室、近所de元気アップトレーニング、サロン、自主グループ、老人クラブ等、住民が主体的に運営している通いの場のことを指している。

参考1の表であるが、近隣の他市の状況を載せてある。週1回以上の活動を行っている通いの場に参加している高齢者の割合になる。これは令和元年と令和2年の比較になっているが、これで見ると多摩市は断トツに参加者が多くなっている。そして、上の表を見ると、令和3年度では下がってきてしまったという状況になる。他市が今後どのように推移しているのか注視していきたいと考えている。

参考2のところであるが、評価の目安としてマルポチの1つ目が、厚生労働省の「地域づくりによる介護予防を推進するための手引」の中では、介護予防に資する住民主体の通いの場は週1回以上の開催を基本とし、開催箇所数は人口1万人におおむね10か所を目標として、地域の実情に応じて定めるものとするとしている。そうすると、多摩市の場合は14万何千人であるので150か所ぐらいをめどに考えるということであるが、今のところ300か所あるので、こちらは目標を達成しているという状況になる。介護予防に資する住民主体の通いの場への参加者数は、高齢者人口のおおむね1割を目安とし、地域の実情に応じて定めるものとするということであるので、高齢者人口が4万3,000人を超えているので、こちらは4,300人を目指すというところになるかと思う。

マルポチ2つ目で、厚生労働省の地域支援事業実施要綱の一部改正の中では、介護予防に資する住民主体の通いの場の取り組みの推進に当たっては、通いの場に参加する高齢者の割合を2025年までに8%にすることを目指し、通いの場の取り組みを推進することが望ましいとされている。ここが今3.3%と落ち込んでいるので、まず8%を目指して取り組んで

いこうと考えている。

課題としては、①通いの場を運営する介護予防リーダーや世話人の数が不足していることで、令和3年度末現在介護予防リーダー養成者の累計は172人となっている。それと、介護予防リーダーの高齢化も課題となっている。②が活動場所の確保で、コロナ禍によって三密を回避するために多数の人を集められない会場がある。

次のページに行って、今後の方向性としては、住民主体の通いの場の担い手となる介護予防リーダー等の養成を引き続き継続的に実施していく。参加を促すため、関係機関と連携し、介護予防、フレイル予防の必要性や、通いの場は感染予防を徹底して実施していることを伝える啓発資料を作成して配布していく。それから、地域介護予防教室や近所de元気アップトレーニング等の参加者人数を把握して広さ的に余裕のある通いの場へ参加を案内する。それと地域包括支援センターや第2層コーディネーターと連携し、通いの場の創出に向けて引き続き支援していくことを考えている。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

14、公費負担医療対象者の高額介護サービス費の算定誤りについて、市側の説明を求める。

廣瀬介護保険課長 公費負担医療対象者の高額介護サービスの算定誤りについてご報告させていただきます。介護保険制度では、介護保険サービスを利用して1か月の利用者の自己負担額が一定の上限額を超えた場合に、その超えた部分を高額介護サービス費として支給をする制度がある。このたび、厚生労働省から確認依頼があって調査を進めたところ、本市の高額介護サービス費の算定にも誤りがあり、一部の方の支給金額が本来よりも少なく支給されていたことが判明した。対象となる皆様にはおわびと追加支給の案内を行い、差額の追加支給を既に行っている。改めて、市民の皆様には心よりおわびを申し上げます。申しわけなかった。

概要にもあるように、特定の公費負担医療が適用となる介護サービス費について、その自己負担額がシステム上の算定に含まれていなかったとい

うものである。追加の支給の対象額、対象とすると令和2年5月から令和4年2月までの期間のサービス利用分で、49人に対して合計53万7,950円という金額に上っていた。1人当たり213円から4万9,203円となっている。対象となる方には電話または書面でおわびと案内をさせていただいて、毎月の高額介護サービス費の支給に合わせて差額の支給を行っている。今後については、制度改正等システム更新を行う折には適用の要件、またはシステムの影響といったところをより入念に行ってまいりたいと考えている。市民の皆様にはご迷惑をおかけして大変申しわけなかった。再発防止の徹底に努めてまいりたいと考えている。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

15、健幸！ワーク宣言式について、市側の説明を求める。

原島健幸まちづくり推進室長 本件については、先日の総務常任委員会でも同様のご報告をさせていただいている。資料はそちらをご覧くださいと思う。

健幸まちづくりの取り組みについては、行政だけではなく町ぐるみで現在取り組みを進めているところである。その取り組みの一つとして、健幸！ワーク宣言について、各市内の事業所等のご協力を得ながら、今現在取り組みを進めているところである。

こちらの取り組みであるが、働き世代の健幸獲得を応援するため、市内の事業所等のトップが自身と従業員の健康で幸せな働き方について健幸！ワーク宣言を行っていただき、職場での健幸づくりを推進していただくことを目的に、現在市内の事業所に、こちらの取り組みに賛同いただけるようにご協力をお願いしているところである。

こちらの宣言であるが、資料を2部用意しているが、御社も健幸！ワーク宣言しないかというチラシ状になっているこちらの資料をご覧ください。こちらの裏面に健幸！ワーク宣言イメージということで出させているが、こちら宣言共通の部分と、こちらの取り組みに賛同いただいた事業所で各自でご検討いただく部分の2つで構成されている。現在多摩市も、市役所で働く職員の健幸的な働き方ということで、市の宣言については、

庁内で検討を進めているところである。

こちらの宣言については、各行政委員会等による個別の宣言は行わず、多摩市役所全体の宣言とする想定で進めているので、よろしく願います。今後7月5日の経営会議において市の宣言については決定をさせていただき、その後市公式ホームページ等で公開していく予定になっている。また、来月7月24日には市制施行50周年記念事業の一つとして、健幸！ワーク宣言式を開催する予定になっている。

こちらの宣言式の内容については、2をご覧ください。こちらは健幸！ワーク宣言の周知と理解啓発を図るために宣言式を行う。日時は令和4年7月24日の日曜日、午後3時から4時半、場所はパルテノン多摩の小ホールで行う。出席者は市長はじめ商工会議所会頭ほかの役員の皆様、企業経営層及び企業人事部の管理職の皆様等を想定している。こちらの宣言式では、宣言いただいた各社の宣言内容を共有させていただくとともに、慶應義塾大学総合政策学部教授の島津先生による健康経営に関する講演会も併せて実施する予定になっている。ぜひ皆様もご参加いただければと思うのでよろしく願います。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは、16番、行政視察についての件に入る。今年度の健康福祉常任委員会の行政視察の実施について協議したいと思う。6月8日の議会運営委員会において、常任委員会の行政視察は日帰りにとどめることが確認されているので、これを踏まえ協議したいと思う。まず視察の実施の有無について確認し、実施する場合には日程、目的や内容、候補地などを協議したいと思う。

この際協議会を暫時休憩する。

午後 1時35分 休憩

午後 1時50分 再開

きりき委員長 休憩前に引き続き協議会を再開する。

それでは、委員の皆さんの意見を踏まえ、視察の日程については、候補日として10月12日、10月18日、10月21日を予定したいと思う。視察日程が決定するまでの間、各委員の予定を空けていただくようお願いする。また、視察の候補地については、1、国立市、2、立川市、障がい者差別解消条例の施行先進自治体の視察ということにしたいと思う。今後事務局が先方と調整し、日程や視察地などを各委員に連絡し、必要があれば再度協議するというところでよろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 では、そのようにさせていただきます。
以上で協議会を終了する。

(協議会終了)

午後 1時51分 終了

午後 1時51分 再開

きりき委員長 休憩前に引き続き会議を開く。
委員会を再開する。
以上で本日の日程はすべて終了した。
これをもって健康福祉常任委員会を閉会する。

午後 1時51分 閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の

規定によりここに署名する。

健康福祉常任委員長

きりき 優